

論説

少年法の現状と課題 —令和 3 年改正を中心に

廣瀬 健二

- I はじめに
- II 少年法の意義
- III 少年法の生成と展開
- IV 少年法改正の動向と意義
- V 令和 3 年改正
- VI おわりに—少年法の特徴と課題

I はじめに

1 本稿の視座（研究歴等）

私は、1975（昭和 50）年から裁判官として刑事事件 30 年兼ねて少年事件 14 年を担当した後、2005（平成 17）年から立教大学大学院法務研究科において、刑法、刑事訴訟法、刑事政策、少年法、刑事実務等を講じ、刑事・少年法の国内外の調査研究を行いながら、少年法改正、少年院法改正等に関与してきた。本稿では上記実務経験・調査研究の成果を踏まえて、少年法の現状を概観してその課題等を論じるが、少年法の本質を表していると思われる 2021（令和 3）年の少年法改正（以下「令和 3 年改正」等と呼ぶ）における論議を紹介し、少年法の課題を示すこととする（注 1）。

なお、少年法改正については、その成立年次から「〇年改正」とし、その

他の法改正については、「〇年×法改正」と略記することとする。

2 我が国の少年法

現行少年法（昭和 23 年法律第 168 号）は、1948（昭和 23）年に成立し翌年施行、旧少年法（大正 11 年法律第 42 号）は、1922（大正 11）年に成立し翌年施行されており、2023（令和 5）年で少年法施行 100 年となる。現行少年法には、2000（平成 12）年、2007（同 19）年、2008（同 20）年、2014（同 26）年、2021（令和 3）年等の改正があるが、諸外国の改正はより頻繁である。その原因として少年法の若さ・流動性の高さがある（注 2）。刑罰・刑事裁判は人間社会の成立とともに生成・展開し有史以来でも数千年の歴史がありその骨組みが確立されているのに、少年法は 120 年余の歴史に過ぎない。このため、未だ流動性が高く、社会の変化も強く反映されるので確立されているようにみえても相対的なものに過ぎない。このような少年法を位置づけ、方向性を見定めるには、歴史や比較法制的な考察を含めた多角的な視座が必要・有効と思われる。

Ⅱ 少年法の意義

1 少年・少年法の意義

「少年」の意義・範囲も各国で違いがあり、その適用年齢の上限「少年年齢」も争点となる。少年法の理念にも対立があるうえ、少年実務・少年法の議論には心理学、教育学等の非法律系の専門家等も参加するので少年法の理解も分かれている。本稿では「少年」には成人年齢を超えた若年者（若年成人）も含む趣旨でも用い、「少年法」は、少年による犯罪・問題行動を規制する刑事法の特則として論じる。形式的意義の少年法（現行少年法）のほか、刑法、刑事訴訟法、更生保護法、少年院法、少年鑑別所法、児童福祉法、学校教育法、少年審判規則、刑事訴訟規則等の関係諸法令も含む実質的意義の少年法である。これらの諸法令の運用も含めて少年法制と呼ばれるが、本稿ではこれらを含む趣旨でも「少年法」を用いる。

2 少年法を設ける理由

「犯罪には刑罰を科す」のが近代法の原則であるが、少年には、その刑罰を減軽し教育的な修正を加える特則（少年法）が設けられている。その理由として次の3点が挙げられている（注3）。

(1) 教育的な処遇の有効性

少年は、発達途上で人格が固まっている成人よりも可塑性・教育可能性が高いため、刑罰・制裁よりも教育的な処遇の方が有効である。この点は、厳罰政策失敗の歴史でも裏付けられている。すなわち、諸外国では、犯罪を厳罰で禁圧しようと、少年に対しても死刑、国外追放、長期拘禁等の厳罰を科した時代もあったが、拘禁した監獄が雑居で、うぶな少年が、ベテラン犯罪者から、手口や悪事を教え込まれる犯罪学校となって出所後の再犯が激増して犯罪抑止に有効でなかったうえ、劣悪な環境下で年長の犯罪者から少年受刑者が虐待を受け、少年多数が獄死するなどして、人道的批判も受けた（注4）。また、犯罪学の発展により、再犯防止・改善更生には、環境の劣悪さの影響が大きいこと、単なる制裁・懲罰よりも刑罰に教育・保護的な修正を加える方が有効であることなどが明らかにされた（注5）。

(2) 責任の類型的な低減

少年は成人よりも、善悪の判断力が不十分で、犯罪への誘惑・勧誘に対する抵抗力等も弱く周囲の悪影響も受けやすいため悪い大人等の影響が大きい分、本人への帰責性は減少する。すなわち、少年は精神的な成熟度が低く判断能力も未熟で、家庭はもちろん、学校や職業の選択・変更も自力では困難な場合が多く、環境的な負因から逃れ犯罪を避けることも成人よりも難しいので、類型的に犯罪に対する非難の程度は低減するといえる（注6）。

(3) 少年への社会の寛容

同じ犯罪、問題行動でも、成人と少年では、その非難の程度が異なる。社会的な未熟性に対して社会の寛容がある程度期待できるからである。

上記各事情は、程度の差はあるが、若年成人にも共通し少年に対する特則は若年成人にも妥当するので、同様の特則を設けることが相当である。現に諸外国では若年成人にも少年に準じた特則が設けられている（注7）。

Ⅲ 少年法の生成と展開

1 少年法成立の背景

後述のアメリカの少年裁判所が設けられる以前から、少年に対する特別な扱いは行われており、これらも少年法の成立の背景となっている。

(1) 刑の減軽・免除等

各国において、刑罰を科せる年齢の下限（刑事責任年齢）や年少者に対する年齢に応じた刑の減軽・免除等が行われていた（注8）。

(2) 処遇の特則

少年に刑を科す場合に成人と分離して処遇すること、年少者のための特別な施設を設けることなども一部では行われてきた（注9）。

(3) プロベーション制度

それほど重くない刑を受けた犯罪者に対し、その刑の執行を一定期間留保し、その期間中に社会生活の中で観察・監督を加えて改善・更生を図り、効果が上がれば刑の執行を免除するというプロベーション制度が、一部の裁判所で実務慣行として行われ、それが制度化され発展してきたが、年少者にはこの制度の有効性が認められ、主な対象とされてきた（注10）。

(4) 犯罪学の発展

犯罪の原因を研究する犯罪学（刑事学）が進展し、貧困や環境上の負因が犯罪の原因となることが明らかにされ、環境的な影響の大きい少年に対する刑を保護・教育的に修正する必要性・妥当性が明らかにされてきた（注11）。

2 少年法制の類型モデル

我が国の少年法の対象は、犯罪少年、触法少年、虞犯少年である。犯罪少年は、14～19歳で罪を犯した少年、触法少年は、14歳未満で犯罪に当たる行為（触法行為）を行った少年、虞犯少年は、法定の問題行状（虞犯事由）を行い、そのまま放置すれば、触法・犯罪行為に至る虞れ（虞犯性）がある少年であり、虞犯事由は、①保護者の正当な監護に服さない、②家庭に寄り

つかない、㊦不道徳交遊等、㊧特性阻害行為とされている（少年法（注 12）3 条 1 項 3 号イロハニ）。このほかに、警察は、飲酒・喫煙や盛り場徘徊などをする不良行為少年も補導対象とし、児童相談所は、衣食住に事欠いたり、虐待を受けるなど、児童福祉的な対応が必要な 18 歳未満を要保護少年として措置対象としている。

少年法は、少年に対し刑事手続・刑罰に教育・保護的な修正を加える特則であるので、刑事司法制度のほか、教育や躾、子育ての在り方、社会福祉制度などが関係するが、これらは、民族、文化、宗教、歴史、時代・治安状況等を反映するので、保護・刑罰のどちらを重視するかを含めて変遷が見られるものの、これを大きくみると、(1)少年特別手続型、(2)少年刑事裁判型、(3)福祉包摂型に分類できる（注 13）。

(1) 少年特別手続型

少年には刑事裁判・刑罰と異なる特別な手続・処分を設ける制度である。1899 年のアメリカの少年裁判所がその起源といわれ、我が国の少年法はこれを受け継ぎ発展させたものといえる。アメリカ少年法は、少年の非行は、生育歴が悪く十分な養育を受けていないことの表れであるため、親や周囲の大人に責任があるので、国が不適切な親等に代わって非行少年を育て直すという国親思想に基づき刑事事件を扱う裁判所とは別に少年事件専門の裁判所を設け、手続の要式性を排除し、裁判官の裁量で少年の問題性に即した対応ができる弾力的な手続で審理し、処分も刑罰に代えて教育・保護的な処分等を課すことを目指すものであった。このため、少年裁判所は、非行少年の育て直しのため、反抗・不登校などの問題行状（Status Offence）も対象とし、犯罪少年、虞犯少年、触法少年、不良行為少年も幅広く扱った（注 14）。

その後、アメリカでは、少年裁判所の手続にも適正手続が要請されるとともに（ゴールト判決等）、治安悪化に伴い重罪等への教育的な対応等が批判されて、非行事実認定手続は、検察官が関与して対審化し、重罪は刑事手続、問題行状は行政・福祉手続で扱われるようになって少年裁判所で扱う事件が限定されるなど、大きな変化が生じている。それでも、一般的な非行、大半の少年事件は少年裁判所で扱われている。処分の厳罰化についても最近、厳罰化の限界や拘禁の弊害等に関する実証的な研究成果に基づいて、処遇効果

がより見込める教育・支援的な措置を重視する方向への転換も図られてきている（注 15）。

（2）少年刑事裁判型

少年事件も刑事裁判手続・刑罰で対応するが、少年の特性に応じて教育的修正等を加えている制度で、ドイツ、フランス、イギリス（イングランド）等、欧米諸国の多くが採っているものである。基本が刑事裁判手続であるので犯罪少年のみが対象とされ、虞犯少年、触法少年などは行政・福祉手続で別途に扱われる。修正の内容としては、刑の軽減制度、代替処分が設けられ、心理・教育等の専門家が手続に関与し、手続の公開が制限され、少年の年齢や罪の重さに応じた手続・処分の区分が設けられていることなどがある。犯罪被害者に手続への関与を認め、修復的司法への配慮も示され、刑罰の多様化・社会内処遇の強化などは少年にも活用されている。イングランドでは、少年の捜査・審判・処遇に警察、福祉、医療、教育、保護観察等の関係者による少年犯罪対策チーム（Youth Offending Teams : YOT）が手続・処分に関与し関係機関の連携が実効化されている（注 16）。

（3）福祉包摂型

北欧諸国、スコットランド等では、少年には保護・福祉的な対応を中心とした手続が行われている。北欧の制度は、犯罪少年には、刑事手続で少年の特則の下、捜査・裁判が行われ刑が科される点では少年刑事裁判型ともいえる。しかし、犯罪や非行も社会に十分に適応できない問題行動であって、要扶助・要保護の対象となるものと捉えて社会福祉的な対応の一部に包摂して地域社会との共生を目指す制度とされており、対象者には犯罪少年のほかに要保護少年、要扶助少年も含まれている。

スウェーデンでは、犯罪少年も含めて要保護・要支援の処分・措置は、社会事業法により社会福祉委員会が決めるが、施設収容等の人権を制約する処分は行政裁判所の承認が必要とされている。社会福祉委員会の実働部隊（ソーシャル・サービス）のソーシャル・ワーカーが要保護・要支援の対象者の生活全般の問題に包括的に対応しており、非行少年には犯罪・非行原因の調査・報告、裁判への立会、処遇への関与のほか、処遇終了後の社会福祉的な支援も担当している（注 17）。

3 共通の特徴

少年法制には、このように多様性がある一方、以下のように共通する特徴がある。

(1) 専門家の関与

各国では、心理学、教育学、社会福祉学、医学等の人間行動諸科学の専門家が手続に関与して非行原因、少年の問題点などを科学的に調査・解明し、最適な処分を提言しており、審判や処遇に関与する場合も多い。

(2) 公開の制限

少年事件の手続・処分は公開が制限されている場合が多い。これは、調査や審判で少年の情操を保護し、萎縮を防止し真意を述べやすくすること、関係者のプライバシーを保護し、調査や少年の立ち直りへの関係者の協力を確保すること、非行少年・犯罪者として烙印が押されて更生の障害となることを防止・軽減するためである。

(3) 刑の軽減等

少年には刑の期間短縮・内容の教育化、刑罰の代替処分などの特則が多い。これは、前述の少年の責任減少を考慮し処遇の有効性を追求しているためである。

(4) 犯罪・年齢による区分

諸外国では、少年犯罪でも軽罪や年少者に対する福祉・教育的対応と重罪や年長者に対する刑罰・制裁的対応が区分されている（注 18）。また、18～25 歳程度の若年成人に対しても刑の減輕や教育的な修正が加えられており、実質的な少年年齢は 21・23・25 歳などの国がみられる（注 19）。

(5) 多機関連携の実効化

非行・犯罪の原因となる貧困、虐待、不登校、心身の問題等に適切に対応するには刑事司法機関と福祉・教育・医療等の関係諸機関との実効的な連携が重要であるが、スウェーデンのソーシャル・サービス、デンマークの SSP（注 20）、イングランドの YOT などでは相当程度これが図られている（注 21）。

(6) ダイバージョン

ダイバージョンとは、犯罪の軽微なものを公式な手続に載せずに非公式に処理することであり、ラベリングの防止、早期の手続からの解放、有限な人員・施設・予算等をその問題性に応じた重点的投入・効率的活用を目指す趣旨で活用されれば有意義なものといえる。諸外国では、成人犯罪も含め広くダイバージョンが行われているが、我が国でも少年事件ではその指向性がみられる。

(7) 実証研究・専門的な意見の尊重

アメリカを中心に処分等の効果を比較検証して、懲罰・制裁的対応より教育・支援的な措置の方が有効であること、施設拘禁は保安全管理も含め多額の費用がかかるうえ拘禁反応等の弊害が大きく、処遇効果を上げることも難しいことなどが指摘され、諸外国では拘禁の縮小・社会内処遇強化の流れが見られる。ただし、その政策を根拠・基礎付ける理念には、人間性を尊重する北欧諸国などと、費用対効果を重視する欧米諸国などとの違いがある(注 22)。

(8) 少年法の正当化根拠の変遷

実証研究の成果を受けて、若年成人(21～25 歳程度)にも少年に準じた保護・教育的な特則を設ける国が多い。この特則の根拠は親権の代行・補充ではなく、少年・若年者の特性に即応した再犯防止・改善更生のために有効な処遇の必要性という刑事政策的な有効性・合理性へと変遷していると考えられ、少年法の正当化根拠が変化してきているといつてよい(注 23)。

4 我が国の少年法制

(1) 少年法以前

我が国でも古来から年少者に対する特則があり、たとえば、律令制下では7 歳未満の免責、7～10 歳未満及び 10～16 歳未満の刑の減軽などが行われていた。明治維新後、律令制下の笞・杖・徒・流・死という刑罰を生命刑・財産刑・自由刑に切り替えて刑罰の近代化を図り、監獄内の区画を未決監、已決監、女監、病監、懲治監とし、懲治監では 20 歳以下の刑余者(刑期満了後も改善・更生が不十分な者)、親の願い出のある不良少年に対する懲治処分が行われた。旧刑法(1880(明治 13)年制定、1882(明治 15)年施行)

は 12 歳未満を責任無能力、12～16 歳未満を弁別能力に応じて責任無能力から罪 2 等減軽、16～20 歳未満を罪 1 等減軽する特則を設け、懲治監は懲治場と改称されたが懲治処分は維持された（注 24）。他方、懲治場の悪風感染等を批判する宗教家等による私立の感化院が各地に設けられ、これを受けて 1900（明治 33）年には感化法が制定されて不良行為を行う 8～16 歳までの者を収容して不良性除去の教育を行う感化院が設けられ、私立感化院は代用施設とされた。なお、1917（大正 6）年に国立感化院（武蔵野学院）が設けられ、14 歳以上で性状が特に不良な者、内務大臣が特に入院の必要を認めた者の収容処遇も行われた。また、現行刑法が 1907（明治 40）年に成立し翌年施行されて刑事責任年齢が 14 歳に引き上げられ、少年の限定責任能力、懲治処分は廃止された。このため、触法少年や起訴猶予とされた犯罪少年への対応措置が必要となり、1911（大正元）年ころから少年法の検討が開始された（注 25）。

（2）旧少年法

立案当局は、教育保護と責任追及を併存させる日本的な少年法を目指し、アメリカ、ドイツ等の少年法を参考に検討を進め、少年年齢を 20 歳とし、少年審判官は判事兼任で特命の少年係検事が立会う少年裁判所が犯罪少年（特定重罪を除く）を扱い、刑罰と少年の保護・教養を目的とする保護処分を選択できるとするとともに、一般市民が参与する少年審判所が触法少年、真犯少年を扱うという先進的な法案をまとめた。しかし、この法案には感化教育主義と矯正教育主義等の理念対立、内務省と司法省との権限争いを背景とした激しい批判・議論があり、第一次世界大戦による中断も含む長期の審議を経て大幅な修正が加えられた結果、1922（大正 11）年に少年法（大正 11 年法律第 42 号）として成立し、翌年施行された。これが我が国の初の少年法で、旧少年法、大正少年法と呼ばれる。

旧少年法は、担当機関を裁判所ではなく司法省所管の行政機関の少年審判所とし参与制は不採用、審判官の判事資格も不要とされた。少年年齢は 18 歳未満に引き下げられ、審判対象から内乱罪等が除外され、短期 3 年以上の重罪と 16 歳以上の犯罪少年の審判には検察官からの送致を必要とする検察官先議制が採られ、法案よりも後退した感がある一方、少年法制として注目す

べき下記条項も設けられていた（注 26）。

ア 少年審判所

少年事件を専門に扱う独立機関（少年審判所）が設けられ、審判官、少年保護司、書記が配置され、審判対象には犯罪少年のほか、触法少年、真犯少年も含められた。

イ 少年保護司

少年保護司は、少年審判所の職員として審判前及び刑事手続における調査を行い、少年審判・刑事公判に関与し、仮の処分、保護処分、刑の執行猶予、仮出獄・仮退院を受ける少年に対する観察・指示等という重要な役割を担っていた。

ウ 保護処分

触法少年、犯罪少年、真犯少年に対し、訓戒、少年保護司の観察、矯正院等送致など 7 種の保護処分が設けられ、保護処分には一事不再理効が認められ、刑罰の代替処分とされた。

エ 手続・処分等の特則

少年審判所は、職権主義的審問構造の下、非公開の審判、仮の保護処分、刑事裁判所の少年審判所への移送、審判不開始を決定すること、国選を含む附添人（以下「付添人」と表記）、犯罪少年の資格制限の緩和・換刑処分の禁止、少年の勾留の制限・独居収容・分離取扱い、死刑・無期刑の制限、刑の減軽・緩和、不定期刑、仮出獄の緩和、少年審判所による保護処分の取消・変更、少年の報道禁止などの特則が設けられていた。

また、検察官先議も、重罪などを刑事手続で扱うという運用方針により、それ以外の不起訴事件は少年審判所に送られ、少年審判所では保護優先的な運用が行われるとともに事実認定・権利保護は刑事手続に委ねられていたなど、限界はあったものの評価されるべき点も少なからずあったと思われる（注 27）。

(3) 現行少年法の成立

少年法も第二次世界大戦の敗戦・新憲法制定を受けて見直しの対象とされるとともに戦後の荒廃・混乱による浮浪児、戦災孤児等の非行問題も考慮してその改正が検討された。司法省大臣官房保護課は、旧少年法の基本を維持

する小規模の改革案を作成したが、連合国軍総司令部（G.H.Q.）からアメリカの少年裁判所を範とし検察官先議を否定し少年裁判所を設置する意見を示され、当初反対したものの、少年裁判所法と少年刑事事件特別処理法の二本立ての案等の検討を経て、構想されていた少年裁判所と家事審判所を統合する家庭裁判所を創設して少年事件の担当機関とし、審判手続と少年刑事事件の特則を盛り込んだ「少年法を改正する法律案」にまとめられ、国会での審議を経て1948（昭和23）年7月に旧少年法の改正として少年法（昭和23年法律第168号。現行少年法）が成立し翌年1月1日施行された。同時に少年院法、翌年犯罪者予防更生法が成立したほか、1947（昭和22）年12月に、触法少年や要保護少年を扱う児童福祉法が、少年教護法、児童虐待防止法、母子保健法を統合して、成立している（注28）。

5 旧少年法の改正点

旧少年法に対し現行少年法は、少年年齢を20歳に引き上げ、地方裁判所と同格の家庭裁判所を設置し、この家庭裁判所が、全件送致を受けて少年事件を優先的に担当することとし（41条・42条）、保護処分を整理し（24条）、少年側の抗告を認めたこと（32条）、健全育成を法の目的として掲げ（1条）、家庭裁判所調査官（以下「調査官」という）、少年鑑別所の鑑別技官などによる調査（科学調査）を充実させ（8条・9条）、少年の福祉に関する成人の刑事事件を家庭裁判所の専属管轄とし（37条～39条）、刑の減輕・緩和等を拡充した（51条・52条・58条・59条）。しかし、改革の問題関心が検察官の先議権の可否、審判機関の在り方などに限定されていたうえ国親思想全盛期のアメリカの影響を強く受けたため、非行事実認定手続については、全件送致により問題となる事件の増加が想定されるにもかかわらず、検討すらされなかった。このため、合議制、対審化、観護措置期間の延長などの問題が残され、後述する法改正の原因となっている（注29）。

6 現行少年法による手続の概要

現行少年法の成立当初の手続の概要を確認しておく。

(1) 刑事事件の流れ

警察が犯罪・被疑者を捜査し嫌疑が認められると検察官に事件送致し、検察官が起訴・不起訴を決定する（訴追裁量権）。起訴には、簡易裁判所に罰金・科料を求める略式命令請求と地方裁判所等に起訴状を提出して刑事裁判を求める公判請求（正式起訴）があり、前者では書面審理で罰金・科料が科され、後者では、裁判所の公開の法廷で検察官、被告人・弁護人が出席し、裁判所の訴訟指揮の下、検察官が有罪立証を行い、弁護人が反論・反証して攻撃防御を行う当事者主義手続の下で裁判所が有罪（科刑）・無罪の判決を下すという流れとなる。

(2) 少年事件の流れ（注 30）

犯罪少年は、警察が捜査し検察官が家庭裁判所に事件を送致し、家庭裁判所が調査・審判して保護処分等を課すというのが一般的な流れである。以下、分説する。

ア 捜査段階

犯罪少年に対する警察の捜査、検察官への事件送致は、勾留の制限・特則のほかは、刑事事件とほぼ同様に行われ、少年は弁護人を選任できる。しかし、検察官に訴追裁量権はなく、嫌疑が認められる限り、罰金以下の罪に当たる事件は警察が直接、それ以外の事件は検察官が家庭裁判所に送致しなければならない（41 条・42 条。全件送致主義）。全件送致主義は、家庭裁判所に少年事件を集め、科学調査に基づいた最適な処遇決定をすることを担保するための重要な制度である（注 31）。

イ 家庭裁判所受理後

家庭裁判所は、少年事件の調査を調査官に命じ、その報告を受けて、裁判官が少年審判で少年の要保護性に応じて保護処分等を課す。少年に対し刑罰が相当である場合には、家庭裁判所が少年事件を検察官送致（逆送）するという流れとなる。

ア) 調査（注 32）

調査官は、心理学、教育学、社会学、社会福祉学等の専門家で専門性を活かして資料収集、少年、保護者、学校、職場等の関係者等との面接などにより犯罪・非行の原因となった少年の性格・環境等の問題点（非行メカニズム）を解明する（9 条。科学調査）。家庭裁判所は、必要に応じて少年を少年鑑

別所に原則 4 週間まで収容することができ（17 条），少年鑑別所では，少年の行動観察，専門性のある鑑別技官の面接・心理テスト等による少年の問題性の調査，処遇についての判定を行い，鑑別結果通知書で家庭裁判所に報告される。調査官は，調査の過程で，少年，保護者に問題点の指摘・説諭，課題設定等の働き掛け（教育的措置・保護的措置）も行い，鑑別結果も含めて検討を加え，非行・少年の問題性，処遇意見等を裁判官に報告する。この調査官の調査を社会調査，その収集した記録を社会記録と呼ぶ。

イ） 審判不開始

調査の結果，事件が軽微な場合，少年の問題性が大きくない場合，少年の反省，保護者の監督，調査官の働き掛けの効果などにより少年が自力で立ち直れる場合には，審判を開かずに審判不開始で終局するが（19 条），そうでない場合には，少年審判が開かれる（21 条）（注 33）。

ウ） 少年審判

少年，保護者は付添人を選任することができ，重罪では国選付添人の選任も認められている（10 条・22 条の 3）。審判には，少年，保護者を呼出し，付添人は出席することができるが（21 条），検察官は原則出席することができない（22 条の 2）。裁判官が非公開の審判廷で職権主義的審問構造の下，少年の性格・問題性に相応しいように手続を弾力的に進め，必要に応じて証拠調べをして非行事実を認定し，少年の要保護性を検討して処遇を選択する（22 条）というのが一般的な審判手続の流れである。

エ） 処遇選択（注 34）

少年が審判を受けて少年・保護者が改善更生の意欲を高めるなどして問題性が低減すれば，そのまま①不処分決定（23 条）をするが，②保護処分が必要な場合には，保護観察，児童自立支援施設等送致，少年院送致のいずれかが選択される（24 条）。③刑事処分が相当であれば検察官送致（逆送）し（20 条），④児童福祉手続での対応が相当な場合には児童相談所長等に事件送致される（18 条）。もともと，処分等を必要としない場合も多く，最近では，審判不開始が 35%，①が 20%程度，②が 30%程度であり，③が 4%程度，④が選択されるのはごく僅かである（注 35）。

ウ 刑事手続・処分

検察官送致を受けた検察官は、起訴することを義務付けられるが（起訴強制。45条5号）、略式起訴を選択することもでき、実際にも道路交通法違反で罰金とされる事例が多い。正式起訴された場合、少年被告人は弁護人を選任することができ、国選弁護人も保障されるが、成人とほぼ同様の刑事公判が行われ、保護処分相当性がある場合に家庭裁判所に移送することができる特例（55条）はあるが、有罪となれば刑が科される。少年の科刑では、犯行時18歳未満の者への死刑禁止、無期刑の裁量的減軽（51条）、不定期刑（52条）、仮釈放・資格制限の緩和（58条～60条）、推知報道禁止（61条）の特則がある（注36）。

7 現行少年法の特徴

(1) 優れた処遇決定手続

このように非行原因を解明し少年の問題性に応じた最適な処分決定をする保護教育的な手続としては、調査官、少年鑑別所などの科学調査の充実、非公開の弾力的な審判手続など、現行少年法は、優れたものといえることができ、その運用状況も保護優先的なものとなっている。

(2) 非行事実認定手続の不備

前述のように現行少年法は全件送致主義を採ったため、非行事実には争いのある重大・複雑な事件も審判対象となり得るのでそれに対応できる手続を整備する必要があるのに、現行少年法への改正過程では全く検討されなかった。このため、少年の権利保障の強化や手続の整備には不十分な点が残されており、後述の平成12年改正、平成26年改正で一部整備されたが、いまだ十分とはいえない。

(3) 手続・処分の区分

事件の軽重・年齢に応じた手続・処分の区分が必要・有効であり、前述のように諸外国ではこのような区分が設けられている。しかし、我が国では、犯罪少年は14～19歳までの軽微な万引きから凶悪な強盗殺人等まで、手続・処分に基本的な差はない構造とされ、後述の平成12年改正、令和3年改正で一部、区分を設けるような改革が行われたが、いまだ十分とはいえない。

(4) 他の手続との関係

家庭裁判所は、触法少年と14～19歳までの犯罪少年、19歳までの虞犯少年を扱い、児童相談所は、児童福祉手続において触法少年と17歳までの犯罪少年・虞犯少年を扱い、地方裁判所・簡易裁判所（以下「地方裁判所等」という）は、14～19歳の犯罪少年を扱うが、各機関相互に事件の送致・移送が可能とされている。これは、関係機関が相互に連携し、各少年・事件の状況に応じて最も相応しい手続で扱うことを期待しているものと思われる。しかし、児童相談所から家庭裁判所への触法少年の送致は3%程度、家庭裁判所から児童福祉手続への送致も0.1%程度である。また、家庭裁判所の検察官送致（逆送）も4%程度、そのうち交通関係事件以外の一般事件は1%にも満たない。地方裁判所等から家庭裁判所への移送も極少数である。このように、相互の連携を実効的に図るように運営されているとは言い難い。

IV 少年法改正の動向と意義

1 2000年改正まで

現行少年法は、関係法律の改正等に対応する法技術的な改正が十数回行われたほか、1966年から青年層設置を目指した改正論議が行われたが、中間答申に基づいた運用上の改革（審判手続における権利告知・教示、意見陳述・証拠調べの運用、証拠法則、試験観察運用の準則、簡易送致、少年院の短期処遇等）のみが行われた。

2 2000（平成12）年改正

前述のように、現行少年法には非行事実認定手続に不備があったところ、重大・凶悪な事件が相次いで（注37）、家庭裁判所の非行事実の認定が問題とされ、現・元裁判官らによる①合議制、②家庭裁判所の要請による検察官の審判出席、③検察官の抗告権、④国選付添人制度、⑤観護措置期間の伸長、⑥不処分決定の一事不再理効、⑦非常救済手続を整備する旨の提言（注38）がなされ、これを基本として法制審議会への諮問、審議を経て改正法案が国会に提出されたが、審議未了で廃案となった。しかし、その直後にも少年に

よる重大事件が続発し、世論の関心も高まったことから、処分の在り方の見直しを加えた議員提案がなされ、非行事実認定手続については、当初の法案から以下のように修正されて改正が成立した。①は、裁定合議制として裁判所法に条項が追加され、②と④は、対象事件が短期 2 年以上の重罪に限定され、③は、高等裁判所の裁量的な抗告受理とされ、⑤は、8 週間の延長期間が 4 週間（最長 12 週間が 8 週間）に限定された。処分の在り方の見直しとしては、原則逆送（犯行時 16 歳以上の少年による故意の生命侵害犯の逆送の義務付け）、少年院における刑の執行（16 歳未満）、逆送可能年齢引下げ（16 歳から 14 歳）、刑の減輕の限定、被害者への配慮の充実として、被害者等に対して、その記録の閲覧謄写、被害者等に対する家庭裁判所の意見聴取、被害者等への審判結果の通知が盛り込まれた（注 39）。

この改正には厳罰化等の批判・懸念が強かったが、検察官の審判出席は年 20 件程度、観護措置期間の伸長である特別更新は年 50 件程度、検察官の抗告受理申立は年 1 件に満たず、原則逆送は 6 割程度で推移しており、バランスのとれた運用が行われているとあってよい（注 40）。

3 2007 年以降の改正

(1) 2007（平成 19）年改正

14 歳未満の少年による長崎事件等（注 41）を契機に法制審議会の審議を経て①警察による触法少年・虞犯少年に対する調査権限及び重大触法事件の送致手続の整備、②14 歳未満の少年院収容、③保護観察の遵守事項違反に対する措置（保護観察所長の警告、収容保護（施設送致）申請）、④国選付添人の選任対象事件拡大等を定める法案が提出され、国会審議で一部修正のうえ、2007（平成 19）年改正法が成立し同年 11 月施行された。修正されたのは、①について虞犯少年の調査権限を削除、②について、初等少年院・医療少年院の収容下限 14 歳を「おおむね 12 歳」とし「特に必要と認める場合」に限定されたことである。この改正についても厳罰化等の批判があるが、いずれも実務運用上問題とされていた点の改善を図ったものである（注 42）。

(2) 2008（平成 20）年改正

平成 12 年改正の改正附則による 5 年後の見直しの一つとして、被害者へ

の配慮強化の要望があり、2004（平成 16）年に犯罪被害者等基本法が成立し、被害者等の刑事手続への参加、少年審判傍聴の可否の検討が求められ、刑事訴訟法は、2007（平成 19）年 6 月に被害者等の刑事手続への参加を認める改正が成立した（2009 年施行）。この少年法改正は、法制審議会への諮問、審議を経て、①一定の重大事件の被害者等の申出による少年審判の傍聴の裁量的な許可、②被害者等に対する審判状況の説明、③被害者等による事件記録の閲覧・謄写の対象範囲の拡大、④被害者等の申出による意見聴取対象者の拡大、⑤成人の福祉犯罪事件の家庭裁判所の管轄除外などの改正が行われた。⑤は実務上の問題点の解消を図ったものであり、①から④は被害者への配慮の充実である。しかし、①は、少年法の基本的な原則である非公開の例外を認める重大な改正であるが、少年の健全育成に反しない限度とされており、適切な運用が求められている（注 43）。

（3）2014（平成 26）年改正

平成 20 年改正の改正附則による 3 年後の見直しを契機に法制審議会の審議を経て、①国選付添人と検察官関与対象事件の拡大（長期 3 年以上の懲役・禁錮刑に当たる罪まで）、②少年に対する刑の引上げ（無期刑減輕の懲役・禁錮 10 年以上 15 年を 10 年以上 20 年に、不定期刑の上限 5 年以上 10 年以下を 10 年以上 15 年に）などの改正が行われた。①は、平成 12 年改正の際に非行事実認定の困難さから必要性が指摘されていた範囲への拡大で合理性があるが、対象とならなかった虞犯事件は少年院送致の対象となる場合も多く、国選付添人の必要性もあるので、なお検討すべき課題である。②は、成人の刑の上限が平成 16 年の刑法改正で引き上げられた結果、成人の刑と開いた少年の刑の上限との差を埋める趣旨のものである（注 44）。

V 2021（令和 3）年改正

1 改正までの経緯（注 45）

少年年齢は、民事成年 20 歳のところ旧少年法で 18 歳とされていたのを現行少年法で 20 歳に一致させた後、前記 1 の改正論議で 18・19 歳を青年層と

する提案がなされて以降、議論がなかった。しかし、2007（平成 19）年に憲法改正の国民投票年齢が 18 歳とされ、2009（平成 21）年に民事成年の 18 歳への引下げ相当との法制審議会の答申が出され（民法改正は 2018（平成 30）年成立・2022（令和 4）年 4 月施行）、2015（平成 27）年に公職選挙法改正により選挙権年齢が 18 歳に引き下げられ、各改正法の附則で少年年齢の検討等が求められたこと、同年、自由民主党も少年年齢の 18 歳への引下げ相当の提言（注 46）をしたことなどを受け、法務省は「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」での検討を行い（そのとりまとめは賛否両論併記）、2017（平成 29）年に法制審議会に①少年年齢の 18 歳への引下げ、②非行少年を含む犯罪者処遇を充実させるための刑事実体法・手続法の整備に関する在り方等を諮問し、同少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会で審議が行われた。

2 審議の概要

審議会では、引下げ賛成論（積極論）、引下げ反対論（消極論）、中間論が主張されたが（注 47）、その論旨は以下のとおりである。

(1) 積極論

少年年齢は選挙権年齢、民事成年年齢との統一性・整合性を図る必要があること、18・19 歳に選挙権や民事取引等が認められる一方、罪を犯した場合は少年法で保護されるのでは権利・義務の均衡がとれないこと、成年で親権を離脱し自律性が認められた 18・19 歳に保護処分のような後見・保護的な介入は過剰で認められないこと、民事成年となる 18・19 歳は犯罪でも成人扱いすることが犯罪抑止に役立つことなどが論拠（注 48）とされた。

(2) 消極論

法の目的・趣旨は各法律ごとに異なり得るので、民法改正等は少年法改正に直結しないこと、18・19 歳の未熟性等に変化はないので少年法の必要性に変化はなく、家庭裁判所による調査、審判、保護処分、教育的措置等は有効であるから維持すべきであること、18・19 歳を刑事手続で扱うと起訴猶予、罰金、刑の執行猶予等が多用され、問題のある少年が放任されてしまう弊害が生じることなどを主張した（注 49）。

(3) 中間論

法改正に当たっては制度・規制対象の実情から問題点を是正するとともに有効に機能している点はできるだけ維持すべきであることを前提として、18・19歳には成人・少年の中間的な性質があり、重大事件には犯罪対策の要請が顕在化し実質的な引下げに妥当性があるといえる一方、一般的な事件では少年審判・処分等の有効性を重視し実質的に少年法の適用を維持すべきだと主張した（注50）。

審議においては、少年審判手続・その処分・措置等が18・19歳の処遇上有効であることについては共通の認識とされ、年齢引下げで生じる弊害軽減のため不起訴対象者に対する「新たな処分」を設ける案が提示されたが、積極論と消極論の激しい対立が続き議論が膠着したため、中間論から、重大事件と一般的な事件を分けて考え、新たな処分の対象を拡大する提案がなされて、以降それに沿って審議が進められ、ほぼそれに沿う答申・法案とされ、令和3（2021）年5月に令和3年改正法が成立した（注51）。

平成26年改正までが、実務上生じた問題点の改善を目指していたのとは異なり、令和3年改正は、関係法律との整合性等が契機とされ、法の統一性等が論拠とされた。このため、少年法・法改正のあるべき姿の理解・立場の相違等からの激しい議論が展開されたと思われる（注52）。

3 令和3年改正の概要

同改正は、賛否両論を取入れ、18・19歳を特定少年と呼び、特定少年に対する特例として、虞犯の除外（65条1項）、原則逆送の拡大（62条2項）、保護処分における犯情の軽重による制約（64条）、刑事事件の特例の一部除外（67条1項）、推知報道禁止の一部解除（68条）などを設ける一方、少年の健全育成目的（1条）、少年の意義・少年年齢（2条）、家庭裁判所における調査・審判の規定に変更はなく、全件送致主義（42条）、保護処分の内容も実質的に維持され、実務運用上の大きな変更は目指されていない（注53）。

4 令和3年改正の意義

令和3年改正により、特定少年の特例として5章が新設され、保護事件の

特例（62条～66条）、刑事事件の特例（67条）、記事等の掲載禁止の特例（68条）が規定された。しかし、新たな章を設けられたのは同じ文言の繰り返しを避ける等の法制技術的なもので、従前の家庭裁判所の実務運用を大きく変えることを目指すものではないと立案担当者が明言している（注54）。実際にも、特定少年も、健全育成目的（1条）が及ぶ少年（2条1項）であり、5章の特例以外の場面では従前の規定が適用されること、従前の実務運用の実情からも特例により少年法の適用が実質的に制約される部分は多くはなく、修正される内容も従前の制度・運用と大きく異なるものではないことに留意すべきである。

5 改正論議について

少年法の本質的な問題点が顕在化されていると思われる点について補足しておく。

(1) 積極論の問題点

上記の議論では強調されなかったが、積極論の背景には、少年犯罪が増加・凶悪化している、成人に対する刑罰の方が厳しく、少年法は非行少年を甘やかしているなどという誤解があると思われるので、少年事件の実情と処理状況を確認しておく。

ア 少年犯罪・非行の動向

統計資料（犯罪白書等）を見る限り、一般市民の間に流布されている前記のような認識とは異なり、犯罪・非行は全般的に減少傾向にあるうえ凶悪犯の減少傾向は全体よりも顕著である（注55）。非行減少について警察庁は対策の奏功を指摘しており、そういう側面もあると思われるが、私には少年全般の活力が低下しているのではないかとの感が深い。なお、実務の現場から非行少年の傾向としては、少子化・核家族化を受けて少年は年齢よりも未成熟化・幼児化していること、精神的な問題を抱えている少年が増加していることなどが指摘されている。

イ 成人の刑事処分と少年の処分

刑事手続では、警察の捜査により犯罪の嫌疑が認められても軽微な犯罪では検察官に事件送致せずに警察限りで終局する事件（微罪処分）が1割程度

ある。また、事件を受理した検察官が犯罪の軽重や反省状況等を考慮して起訴猶予（刑事訴訟法 248 条）とする事件が 6 割程度あり、検察官の起訴も罰金を求める略式命令請求が 8 割程度を占め、正式起訴されて刑事公判が行われる事件は 7%程度に過ぎず、そのうち懲役刑の執行猶予が 6 割程度（若年者では 8 割程度）あり、刑務所で受刑する者は数%に過ぎない。従って、死刑、無期、長期の実刑となり得る極少数の重大犯罪では成人扱いが少年事件よりも厳しい扱いとなるが、一般的な犯罪ではその大半が放任されてしまうことになる。これに対し、少年事件では、前記Ⅲ7（2）のとおり、家庭裁判所に全件送致されて調査・審判を受け、重大事件等は逆送によって死刑、無期刑、長期の実刑も科される。確かに、成人であれば懲役 20 年等が相当な事件は、少年では不定期刑の 15 年が上限となるので刑が軽くなる場合もあり得るが、大半の事件では、3 割程度が保護処分を受けるうえ、調査・審判段階でも、観護措置による少年鑑別所送致、試験観察、補導委託も含む種々の教育的措置を受け、調査官等から厳しく内省を求められるので、簡易送致対象の軽微事件以外は問題性に即した手厚い処遇を受け、それが再犯防止に有効に機能している。

以上のとおり、少年犯罪、特に凶悪事件の増加はなく、大半の事件では少年法が非行少年を甘やかしているともいえない。

ウ 少年法の正当化根拠について

改正論議において、法的に自律性が認められた成人に保護後見的な介入はできないという議論がなされていた。確かに、旧少年法、現行少年法の背景にあった国親思想、親権の代行・補充という考え方に基づけば、親権を離脱した 18・19 歳に少年法で保護教育的な対応はできなくなる。しかし、少年法の正当化原理は、年少者の未熟性・被影響性・教育可能性の強さなどの特性に即した処遇上有効な特則を設けるという刑事政策的有効性・合理性によっても基礎付けられ、若年成人にも同様の特則が設けられているのが諸外国の現況である（Ⅲ4(8)）。我が国においても新規立法でこれと同じ考え方をとることに問題はないと思われる。そもそも、国親思想は、米国の裁判所が、少年裁判所による少年の教育・育て直しの特則の正当性が争われた際に、英国の富裕な子弟の財産保護のための国家介入の根拠論を少年裁判所の正当化

論に借用したものであるが、少年に対する包括的な介入の説明概念として非常に有用であったことから我が国でも支持されてきたに過ぎないものである。この点を意識してか後見的介入と言い換えて成人には保護原理に基づく介入はできないという指摘もあった。これは、少年には保護原理による保護処分等の介入が許されるが、成人には侵害原理に基づく刑罰しか許されないという議論であるが、成人に対する後見的介入が少ない我が国の現状には相応に当てはまるとしても、18・19歳に対する保護的な介入が許されないとはいえないであろう。現在の我が国の実情をみても、18・19歳には飲酒・喫煙の禁止、消費者保護、公営ギャンブルの規制など後見的な規制が多くはないが設けられている。後見的な趣旨の規制があること自体、そのような規制・介入を設けるかどうかは立法政策の問題であることを明らかにしているといつてよい。また、政策的介入を認めると際限がなくなるという懸念も指摘されている。しかし、現にスウェーデンでは、少年・若年者のみならず、老年者、障害のある者、薬物依存者、経済的困窮者等、成人に対しても幅広い後見的介入が行われている。確かに不当な介入の拡大は回避すべきものであり、介入の必要性・合理性、手続的な保障の十分性などを検討して慎重に対応すべきである。しかし、改正論議で問題とされたのは18・19歳への少年法の保護的な介入だけであり、この介入には70年以上の実績があつてその有効性が認められており、これを維持するだけの話であるから、この指摘も的外れというほかない。

なお、保護原理のほか侵害原理も少年法の保護処分の正当化根拠となると考えるのが近時の多数説である。更に、刑罰賦課と保護原理の関係については明確に論じられていないが、刑事手続・刑罰における後見・保護的な配慮も現に行われており、新規立法で成人に対して後見的な介入を設けることも全く許容されないとはいえないであろう。

更に、少年法では、保護原理により、少年の問題性（要保護性）に即して再犯防止に最適なものを目指すため、問題性が根深ければ軽微な事案でも少年院送致等がなされ得るが、成人には刑法の行為責任の範囲内の処分しか許されないの、成年者に対する保護処分は維持できないとの主張もあった。確かに、現行少年法施行当初は保護主義が強調され、少年法では要保護性中

心・重視の運用も一部ではなされていた。しかし、ほどなくして、非行予測の限界や人権保障の要請などを重視する非行事実重視説が提唱され、1970年代以降これが少年実務の大勢となっており、保護処分の賦課において、非行と処分の均衡は十分考慮されている。従って、懸念されるような極端な事例が生じることは極く少数にすぎないので、この点は、注意規定を置けば足りる程度の問題に過ぎず、それを論拠に18歳19歳の保護処分を除外するのは明らかに行き過ぎである。

上記の法理的な問題点のほか、少年年齢を引下げて18・19歳を成人として扱えば刑事政策上の弊害が想定される。すなわち、引下げにより18・19歳が刑事手続で扱われる場合、最近の若年者に関する統計では4割程度の事件が起訴猶予とされ、略式命令による罰金や刑の執行猶予が多用される結果、懲役の実刑・保護観察付執行猶予となるのは4%程度に過ぎないため、現在は少年法で有効な処遇を受けている18・19歳のほとんどが実質的に放任されてしまい、再犯の増加が懸念される。このため、代替措置として新たな処分が提案されたが、これにも後述のように問題点があった。

また、18・19歳に対する少年法の対応では社会の寛容が期待できないという指摘もあったが、これは既に触れた少年法による処分は甘いという誤解を前提とするものであって、大半の少年事件には妥当しないものである。

(2) 消極論の問題点

法の個別性から少年法は影響を受けないといっても、民法改正により18歳が民事成年となって親権を離脱するから保護者の正当な監督を中核とする虞犯の規制は影響を免れない。消極論は、この点を法理的に解決する必要がある。また、処遇の有効性を強調するだけでは、少年法の犯罪対策の要請には十分に対応できない。特に、重大凶悪事件の被害者等に、少年保護による処遇の有効性を説いてもその理解は得られ難いであろう。

(3) 新たな処分の問題点

新たな処分の当初案は、18・19歳の犯罪について検察官が起訴しない場合には、家庭裁判所に送致して收容措置のない保護観察とするというものであった。これは、成人は刑罰での対応が原則なので、起訴されない事件だけが対象となると、起訴猶予は罰金や刑の執行猶予よりも軽い処分であるの

で、行為責任の制限から収容保護は課せないという考え方によるものと思われる。しかし、平成 19 年改正で、保護観察の実効化のため施設送致（収容保護）申請が認められたことに照らしても、収容保護のない処分では実効性に疑問がある。また、検察官が起訴か新たな処分かを先議することになるが、検察官には、調査官のような専門家の調査・報告はないので、再犯防止に有効な選択ができるか疑問である。更に、刑罰に種類や多様性があればその運用次第で若年者の問題性にもある程度対応できるが、我が国の刑罰は、実質的には罰金か懲役のみであり、これも困難であるから、現在の刑罰による対応だけが原則となるという考え方自体に疑問がある。

(4) 中間論について

中間論は、以上の議論を踏まえ、生じ得る問題点を是正するとともに、制度の有効な部分はできる限り維持するという立法の基本的な在り方に立ち返ると、重大犯罪については 18 歳が成人とされるので被害者等の処罰要求等に応える必要がある一方、それほど重大ではない一般的な事件については、少年法、保護処分によっても十分に対応が可能であるから有効に機能している調査・審判・保護処分をできる限り維持すべきであり、重大事件と一般的な事件を分けて対応を検討すべきであるという主張である。審議においては、結局、これが大方の支持を得て、前述のように、重大事件については、原則逆送を拡大し刑事手続の特則を限定・除外する一方、一般的な事件については、健全育成目的、少年年齢、全件送致、家庭裁判所の調査・審判・保護処分の基本を維持することとなった（注 56）。

(5) 改正の特則の概要

主な点について補足しておく。

ア 刑事処分の特則（注 57）

①少年の罰金以下の罪は、捜査後、警察に家庭裁判所への直接送致が義務付けられ（41 条）、家庭裁判所の逆送の対象から除外されている（20 条 1 項）が、特定少年の場合には他の犯罪と同様に警察は、検察官に事件送致し、逆送も可能とされた（67 条 1 項・62 条 1 項）。

②原則逆送の対象に犯行時 18 歳以上の者による短期 1 年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件（強盗、強制性交、放火等）が追加された（62 条 2 項）。

③勾留の制限（43条3項・48条1項）・分離取扱（49条）については、特定少年が逆送された以降は不適用とされた（67条1項～3項）。

④特定少年が起訴され有罪となって刑が科される場合の不定期刑（52条・56条）、労役場留置の禁止（54条）、その刑執行後の仮釈放の緩和（58条・59条）・資格制限の緩和（60条）は、いずれも不適用とされた（67条4項～6項）。

⑤少年時に犯した罪の推知報道禁止（61条）は、特定少年の時に犯した罪が公判請求された場合には不適用とされた（68条）。

イ 保護処分の特則（注58）

①特定少年については、真犯（3条1項3号）の適用が除外された（65条1項）。これは、特定少年には保護原理が適用されないことの表れだという指摘があるが、特定少年にも侵害原理と保護原理が適用されるが、この除外は真犯の中核といえる保護者の正当な監督がなくなることによるものと理解すれば足りると思われる。

②特定少年に対する保護処分は、18歳未満を対象とする児童自立支援施設等送致（24条1項2号）が除外され、㉞6月の保護観察、㉟2年の保護観察、㊱少年院送致とされた。これらの保護処分は「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において」課すこと（犯情の軽重の制限）、罰金以下の刑に当たる罪については、㊱だけを課すことができることとされた（64条1項）。

㊱6月の保護観察は、遵守事項違反に対する不良措置がないが、㉟2年の保護観察は、遵守事項違反の場合に1年以内の少年院収容が可能であり、家庭裁判所が㉟の決定と同時に収容期間を定め（64条2項・66条1項）、㊱少年院送致は、家庭裁判所が3年以内の少年院に収容できる期間を定める（64条3項）こととされている。

（8）改正の影響

原則逆送の拡大（ア②）の対象は、強盗・放火・強制性交等の重大・凶悪犯罪であり、結果の大小も考慮されるので、実際に逆送が増えるのは僅かと思われる。

真犯の除外（イ①）について、18・19歳の真犯は最近では年数十件程度で

あつて影響が大きいとはいえない。しかし、虞犯による規制の有効性に相応し得る代替的な規制・支援措置の早急な具体化が求められるところである。

犯情の軽重の制限（イ②）は、行為責任が上限を画すことの注意規定であるが、前述のように、これまでの保護処分選択でも非行と処分の均衡は考慮されているので、この上限が実際に問題となるのは極少数に過ぎないと思われる。

刑事事件の特例の限定（ア③④）は、前述のように、逆送後あるいは実刑となった場合の限定であり、道路交通法違反の罰金以外では、逆送されるのは1%程度であり、実刑となるのは更に限定されるから、極少数の事例の扱いが変わるだけである。

推知報道の禁止除外（ア⑤）は、犯行時18・19歳の者の犯罪が逆送され正式起訴された場合であるから極少数である。しかし、注目度が高い事件が想定されるので社会的な影響は小さくないと思われる。推知報道禁止の根拠は、少年の社会復帰への障害を低減し、改善更生・再犯防止に資することと報道の利益との衡量であるので、これらを考慮した報道機関の適切な対応が期待されるところである。SNSが活用されている現代では実名報道の弊害が格段に大きくなっており、犯罪者の更生を妨げ、再犯が加速されてしまうと、再犯による次の被害者の発生、捜査・裁判・受刑のコスト（年間数百万）などが生じることに留意すべきであるが、改正法施行後、実際に匿名報道を維持している事例も散見される。

VI おわりに一少年法の特徴と課題

既に述べたように、少年法は、刑事裁判・刑罰に対する少年の特性に応じた保護教育的な特則であり、近代民主国家における人道主義や犯罪学の発展にも支えられてきたものである。刑事裁判・刑罰の制度が有史以来、少なくとも数千年の歴史の下に確固としたものとなっているのに対し、少年法は、たかだか120年程度の制度で各国・地域の国民性、歴史、文化、宗教、治安状況等の影響を大きく受けるので、特に、比較法制・歴史などの多角的視野

に基づいた考究が必要であるところ、諸外国では、少年法の特則の対象の若年者への拡大、その論拠の刑事政策的有効性への転換が看取される。

少年法には、刑事裁判・刑罰に少年の特性に即した保護・教育的な修正を加え、その改善更生・再犯防止のために有効な処遇を追求する保護教育の要請がある。それと同時に、少年法は、刑事司法（刑罰・刑事裁判）制度の特則であるから、犯罪で生じる被害感情、一般社会の制裁・処罰・贖罪等の要求に適切に対応する犯罪対策の要請が及ぶ。特に、重大・凶悪事件では、被害・応報感情、一般社会の正義感情も強いので、この要請が顕著となる。

このように少年法では、保護教育と犯罪対策の適切なバランスが求められている。私は、少年法では、「保護教育と犯罪対策の調和」がキーワードとなり、その調和の基準としては、少年の年齢と犯罪の軽重によるグラデーションが有効であると考えている（注 59）。

注 1 本稿は、2022（令和 4）年 11 月 19 日の早稲田大学社会安全政策研究所

（WIPSS）第 80 回定例研究会で報告した内容に加筆したものであるため、項目・構成等が限られ、紙幅の制約もあるので、末尾掲記の参考文献（以下、「参〇」として引用）を参照されたい。なお、関連する拙稿「少年法改正の歴史と今後の運用の在り方」矯正研究第 6 号（2023 年）1 頁、「少年法 100 周年に寄せて」家庭の法と裁判 46 号（2023 年）1 頁がある。

注 2 「少年法は、法の世界における少年である」という名言がある（平場安治『少年法〔新版〕』（有斐閣、1987 年）はしがき 4 頁）。

注 3 参①118 頁以下参照。

注 4 参①11 頁

注 5 参①20 頁。令和 3 年改正の審議においても、現行少年法の特則が再犯防止上有効であることについては委員間の共通認識・議論の前提とされた。

注 6 参①119 頁

注 7 参①120 頁

注 8 参①8 頁

注 9 参①11 頁

注 10 参①14 頁

注 11 参①20 頁

注 12 以下，少年法の条文は条数のみで表記する。

注 13 参①24 頁，参②117 頁。諸外国の調査結果については，廣瀬健二「外国少年司法事情」家庭の法と裁判 6 号（2016 年）から連載中である。

注 14 参①25 頁

注 15 参①36 頁

注 16 参①44 頁

注 17 スコットランドについて，参①60 頁，北欧諸国については，参①90 頁，外国少年司法事情 2～25，33～37 として「家庭の法と裁判」誌で連載中である。

注 18 参①98 頁

注 19 廣瀬健二「外国少年司法事情 2」家庭の法と裁判 7 号（2016 年）95 頁

注 20 自治体のソーシャル・サービス，学校（school），警察（police）による連携活動である。

注 21 参①97 頁

注 22 参①97 頁

注 23 参①96 頁

注 24 懲治監，懲治場については，重松弘＝木村敦＝小島富美子「少年院のあゆみ」矯正研究 6 号 28 頁参照

注 25 参①102 頁

注 26 参①107 頁。旧少年法全文は同 578 頁

注 27 参①109 頁

注 28 参①114 頁

注 29 参①114 頁

注 30 参①150 頁

注 31 参①181 頁。触法少年の手續については，同 186 頁，虞犯少年の手續については，同 190 頁

注 32 家庭裁判所における調査については，参①215 頁

注 33 参①228 頁

注 34 参①346 頁

注 35 統計上，このほか移送・回付等が十数%ある。

注 36 参①458 頁

注 37 草加事件，綾瀬事件，山形事件であり，詳細については，参①541 頁

注 38 浜井一夫＝廣瀬健二＝波床昌則＝河原俊也『少年事件の処理に関する実務上の諸問題』（法曹会，1997 年）301 頁，廣瀬健二「少年審判における非行事実認定手続」犯罪と非行 108 号（1995 年）4 頁，猪瀬慎一郎「少年審判制度の現状と展望」ジュリスト 1087 号（1996 年）36 頁，守屋克彦「少年審判における事実認定手続の改正について(上)(下)」判例時報 1580 号（1996 年）23 頁，同 1581 号（同）16 頁，八木正一「少年法改正への提言」判例タイムズ 884 号（1995 年）35 頁など。

注 39 参①541 頁

注 40 参①544 頁

注 41 長崎事件，佐世保事件であり，詳細は参①547 頁

注 42 参①545 頁

注 43 参①547 頁

注 44 参①548 頁

注 45 法制審議会の諮問までの経緯，審議，答申，国会審議等の概要については，玉本将之＝北原直樹「『少年法等の一部を改正する法律』について」法曹時報 74 巻 1 号（2022 年）2 頁，法制審における議論の速記録・提出資料等については，法務省ホームページ参照。

注 46 平成 27 年 9 月 17 日自由民主党政務調査会の提言（自由民主党ホームページ参照）であるが，少年法の少年年齢を 18 歳とすることが適当とする一方，18・19 歳の犯罪少年の社会復帰・再犯防止の観点からは保護処分の機能が大きいと評価し，18・19 歳を含む若年者で要保護性が認められる者には保護処分に相当する措置の適用ができる制度，更に若年者の範囲を含め刑事政策の在り方全般を見直すこと，すなわち，実質的には保護処分の維持，若年層の設定も含む検討を求めているものである。

注 47 参⑦33 頁，廣瀬健二「令和 3 年少年法改正について」罪と罰 59 巻 2 号（2022 年）7 頁

注 48 川出敏裕「少年法の適用対象年齢の引下げを巡る議論について」東京大学法科大学院ローレビュー 15 号（2021 年）32 頁

注 49 安倍嘉人＝山崎恒「少年法適用年齢の引き下げについて考える」家庭の法と

裁判 16 号 (2018 年) 64 頁等

注 50 廣瀬健二「少年法改正の概要について」家庭の法と裁判 36 号 (2022 年) 4 頁

注 51 玉本＝北原・前掲 (注 45) 2 頁

注 52 令和 3 年改正に関する特集として、家庭の法と裁判 36 号 (2022 年) ・同 38 号 (同) , 法律のひろば 75 卷 3 号 (同) , 罪と罰 59 卷 2 号 (同) , 法律時報 94 卷 2 号 (同) , 更生保護 73 卷 4 号 (同) , 刑事法ジャーナル 67 号 (2021 年) , 論究ジュリスト 37 号 (同) , 判例時報 2478 号 (同) , 季刊刑事弁護 106 号 (同) などがある。

注 53 川出・前掲注 (48) 32 頁, 同「少年法改正の経緯」法律のひろば 75 卷 3 号 (2022 年) 4 頁, 廣瀬・前掲 (注 50) 4 頁, 北原直樹「『少年法等の一部を改正する法律』の概要」法律のひろば 75 卷 3 号 (同) 12 頁, 参⑦32 頁, 参⑧20 頁, 参⑨3 頁等。

注 54 玉本＝北原・前掲 (注 45) 32 頁, 参⑧21 頁

注 55 統計の概要・分析について, 参①520 頁, 加藤学「統計から見た少年審判」家庭の法と裁判 7 号 (2016 年) 7 頁

注 56 改正審議の議事録・配付資料については法務省ホームページ参照。

注 57 参①555 頁

注 58 参①554 頁

注 59 参①127 頁, 351 頁

【参考文献】

- ①廣瀬健二『少年法』成文堂 (2021 年)
- ②廣瀬健二『少年法入門』岩波新書 (2021 年)
- ③廣瀬健二『図解ポケットよく分かる少年法』秀和システム (2022 年)
- ④田宮裕＝廣瀬健二『注釈少年法〔第 5 版〕』有斐閣 (2024 年) ※近刊
- ⑤廣瀬健二『子どもの法律入門〔第 3 版〕』金剛出版 (2017 年)
- ⑥廣瀬健二「少年法の課題と展望」専修大学法学研究所報 65 号 (2022 年) 5 頁
- ⑦廣瀬健二「少年法改正について」刑事法ジャーナル 67 号 (2021 年) 32 頁
- ⑧廣瀬健二「特定少年に対する特例の重要論点」法律のひろば 75 卷 3 号 (2022 年)

20 頁

⑨廣瀬健二「少年法の基本理念の変遷などについて」研修 885 号（2022 年）3 頁

⑩廣瀬健二「量刑・処遇選択における「犯情の軽重」の意義・機能について」法曹時報 73 巻 8 号（2021 年）1 頁